

< 目論見書訂正事項分 >

ノムラ・ジャパン・オープン

2004.1

2004年1月23日届出

目論見書の記載内容を下記の通り訂正いたします。下線部____は訂正部分を示します。

申込み・換金手続き

(20 ページ)

(換金(解約)手続等)

(2) 受益証券の買取り(買取請求制)

換金(解約)手続等 中、「(2) 受益証券の買取り(買取請求制)」の以下の記載を削除します。

(2) 受益証券の 買取り (買取請求制)	ファンドでは、販売会社による受益証券の買取りは行なっておりません。ご換金は解約請求制のみとなります。
-----------------------------	--

ノムラ・ジャパン・オープン

追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)

2003.11

目論見書

野村アセットマネジメント

1. この目論見書により行なうノムラ・ジャパン・オープンの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成15年11月7日に関東財務局長に提出しており、平成15年11月8日にその効力が生じております。
2. ノムラ・ジャパン・オープンの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
3. ファンドは、元金が保証されているものではありません。
4. この目論見書に使用している税率は、平成15年11月1日現在のもthingですが、税法が改正された場合は、それにともない税率が変更される場合があります。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

< 運用に際して >

- 運用担当者からのごあいさつ -

ご投資家の皆様へ

「ノムラ・ジャパン・オープン」は、わが国の株式およびノムラ・ジャパン・オープンと実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なう追加型株式投資信託です。

運用にあたりましては、個別銘柄における利益・配当・資産などのファンダメンタルズと株価との間に存在する投資価値(=バリュエーション)の分析に重点をおいた、個別銘柄の評価から始まるボトムアップ・アプローチによる銘柄選択効果を主に追求いたします。

銘柄選択にあたっては、ファンダメンタルズと株価の2つの要因を常時フォローしながら、株価の割安性を定量的に判断し、競争力や経営改革といった定性的な評価を加え、企業訪問等の総合的な確認も交えながら、効率的な銘柄評価・選択ができるかがポイントとなります。

このため、調査・運用担当者としてのこれまでの経験、並びに社内の調査体制による情報・分析のサポートを最大限に活かしながら、現在もしくは将来予想されるファンダメンタルズからみて割安と判断される銘柄を中心としたポートフォリオを構築します。私が考える割安性の主たる判定基準は、特に今・来期の企業業績をベースにした連結PER(株価収益率)、連結PCFR(株価キャッシュフロー倍率)、実績連結PBR(株価純資産倍率)等で、市場全体(TOPIX)との相対評価を勘案したものです。

株式の実質組入比率は、原則フルインベストメントによる高位を維持することを基本といたします。調査・分析を通じた個別銘柄毎のリスクチェックと株式ポートフォリオ全体のリスク管理を重視した運用を行なう方針ですが、市場動向などによりましては、実質株式組入比率を引き下げる場合もございます。

以上のような銘柄選択の視点による運用方針により、パフォーマンスの向上に努力してまいりますので、商品性格を充分ご理解いただいたうえ、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

運用担当者 三枝 美津男

目論見書の目次

ファンドの概要	ファンドの基本情報	1
	ファンドの仕組み	3
	その他ファンドの情報	4
運用の内容	ファンドの性格及び特色	5
	ファンドの目的及び基本的性格	5
	ファンドの投資対象	5
	投資態度	6
	運用体制	8
	投資制限	9
	分配方針	10
ご投資の手引き	投資リスク	11
	運用の状況(概要)	14
	申込み・換金手続き	16
	申込(販売)手続等	16
	換金(解約)手続等	19
	手数料等及び税金	21
	管理及び運営	26
資産管理等の概要	26	
受益者の権利等	29	
運用の状況	ファンドの運用状況等	30
	運用状況	30
	(1)投資状況	30
	(2)運用実績	31
	(3)設定及び解約の実績	32
	ファンドの経理状況	33
	1 財務諸表	36
2 ファンドの現況	44	
その他	その他の情報	46
	ファンドの沿革	46
	委託会社等の概況	46
	目論見書の記載事項等	47
	内国投資信託受益証券事務の概要	49
約款	50	
用語解説	70	

ファンドの基本情報

ノムラ・ジャパン・オープン

ファンドの名称	ノムラ・ジャパン・オープン (「ファンド」といいます。)					
基本的性格	追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型)					
ファンドの目的	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。					
主な投資対象	わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。					
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)					
運用方針	後述の「ファンドの性格及び特色」をご参照ください。					
運用実績	後述の「運用の状況(概要)」および「ファンドの運用状況等 運用状況」をご参照ください。					
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 詳細については、後述の「投資制限」をご参照ください。					
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・株価変動リスク 詳細については、後述の「投資リスク」をご参照ください。					
信託期間	無期限(平成8年2月28日設定)					
決算日	原則2月および8月の各27日(ただし、休業日の場合は翌営業日)					
収益分配	毎決算時に、分配を行ないます。 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。					
申込単位	分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 <table border="1" data-bbox="571 1778 1369 1980"> <tr> <td>一般コース</td> <td>1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) 1万円以上1円単位</td> </tr> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td> <td>1万円以上1円単位</td> </tr> </table> 申込手数料、消費税等相当額を含みます。 (上記以外の申込単位でもお申込みできる場合があります。)		一般コース	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) 1万円以上1円単位	自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
一般コース	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) 1万円以上1円単位					
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位					

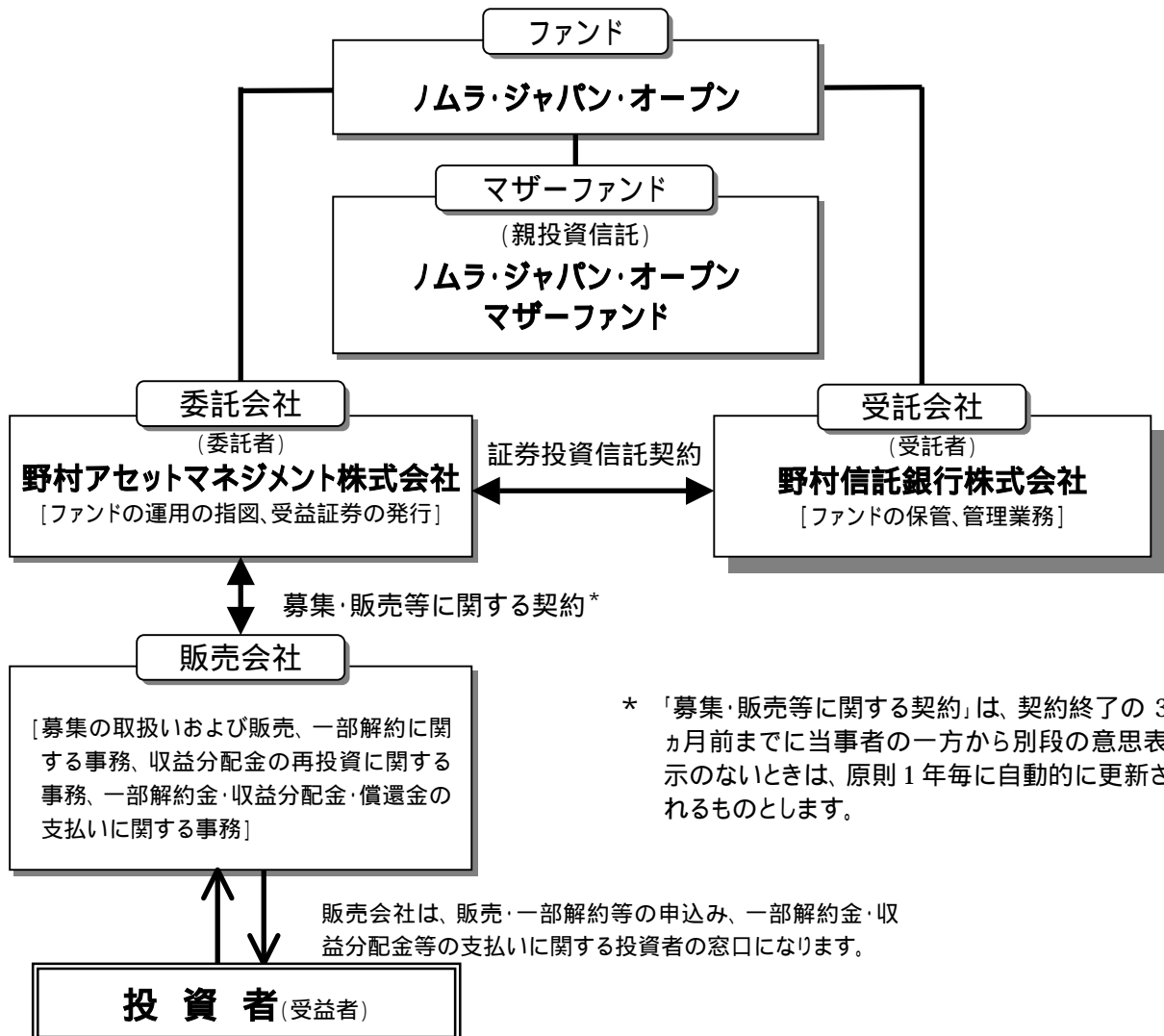
申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
販売価額	取得申込日の基準価額とします。	
申込手数料	取得申込日の基準価額に、3.15%(税抜 3%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
申込代金の支払い	原則として取得申込日から起算して4営業日目まで	
信託報酬	ファンドの純資産総額に年1.596%(税抜 年1.52%)の率を乗じて得た額	
換金単位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。	
	一般コース	1万口単位または 1口単位のいずれか 販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)
	自動けいぞく投資コース	1口単位
換金申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。(ただし、1日1件10億円を超える解約の場合には正午(半日営業日は午前9時30分)までとします。)	
換金価額	解約は解約申込日の解約価額とします。 (解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額)	
換金時手数料	なし	
信託財産留保額	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額	
課税上の取扱い	後述の「手数料等及び税金」をご参照ください。	
換金代金の支払い	原則としてお申込日から起算して4営業日目から	

当日論見書中で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、併せてご参照ください。

ファンドの申込取扱場所(「販売会社」といいます。)および払込取扱場所については、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル
 03-3281-2932
 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
 (半日営業日は午前9時～正午)
 インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドの仕組み



その他ファンドの情報

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 内国投資信託
受益証券の形態等 | 追加型証券投資信託・無記名式受益証券
(「受益証券」といいます。)
なお、当初元本は1口当たり1円です。
格付は取得していません。 |
| (2) 発行数 | 2兆円相当口を上限とします。 |
| (3) 発行価額の総額 | 2兆円を上限とします。 |
| (4) 申込期間 | 平成15年11月8日から平成16年11月12日まで
* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出
することによって更新されます。 |
| (5) 日本以外の地域
における発行 | なし |
| (6) 有価証券届出書
(訂正届出書を含みます)
の写しの縦覧 | 該当事項はありません。 |
| (7) 振替機関に関する事項 | 該当事項はありません。 |

ファンドの性格及び特色

ファンドの目的及び基本的性格

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

株価の割安性をベースに銘柄選択を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式*で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、親投資信託を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

なお、マザーファンドの運用の基本方針とファンドの運用の基本方針は実質的に同一のものとなっています。詳しくは約款をご参照ください。

ファンドは、追加型株式投資信託で、「国内株式型(一般型)」に属しています。

ファンドの投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、親投資信託である「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資する場合があります。

マザーファンドの主要投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

- 1 TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

ファンドは TOPIX をベンチマークとします。

なお、わが国株式市場の構造変化等によっては、今後ベンチマークを見直す場合があります。

TOPIX(東証株価指数)はわが国株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。

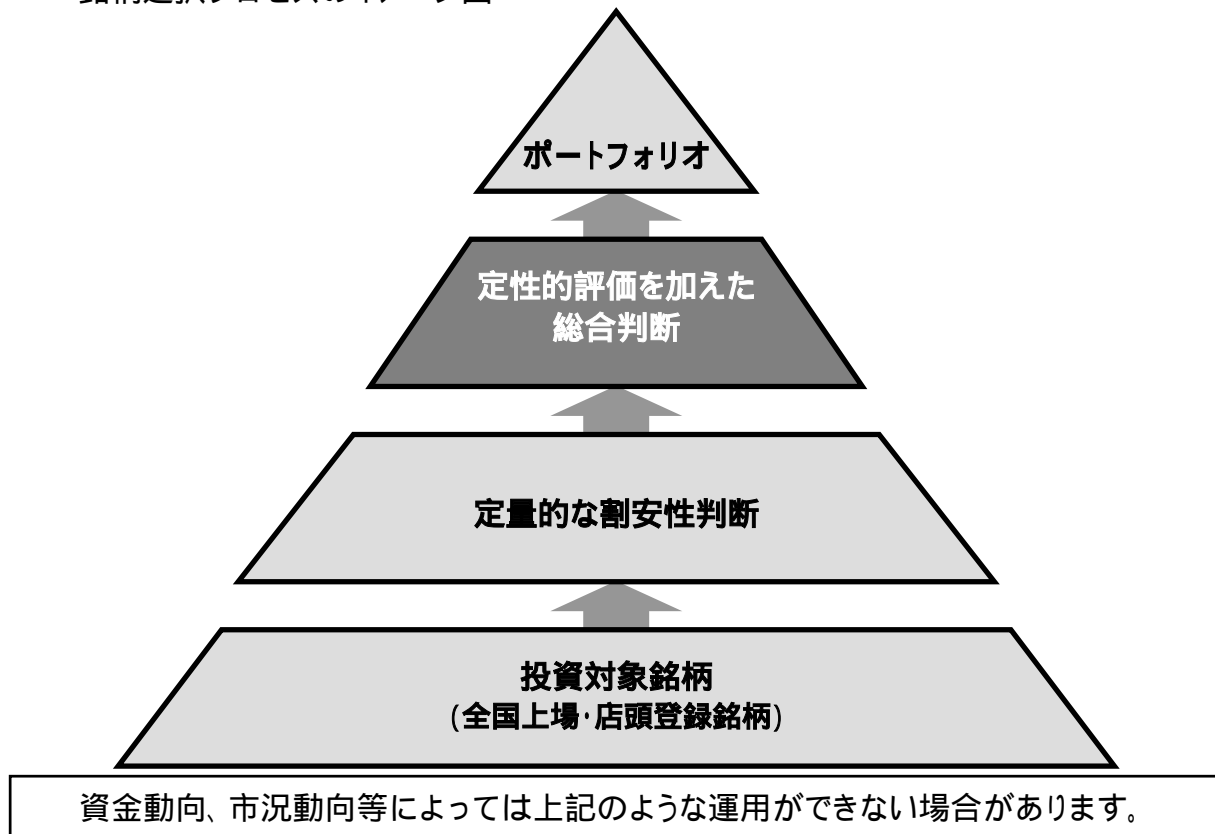
- 2 ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

- 3 株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。

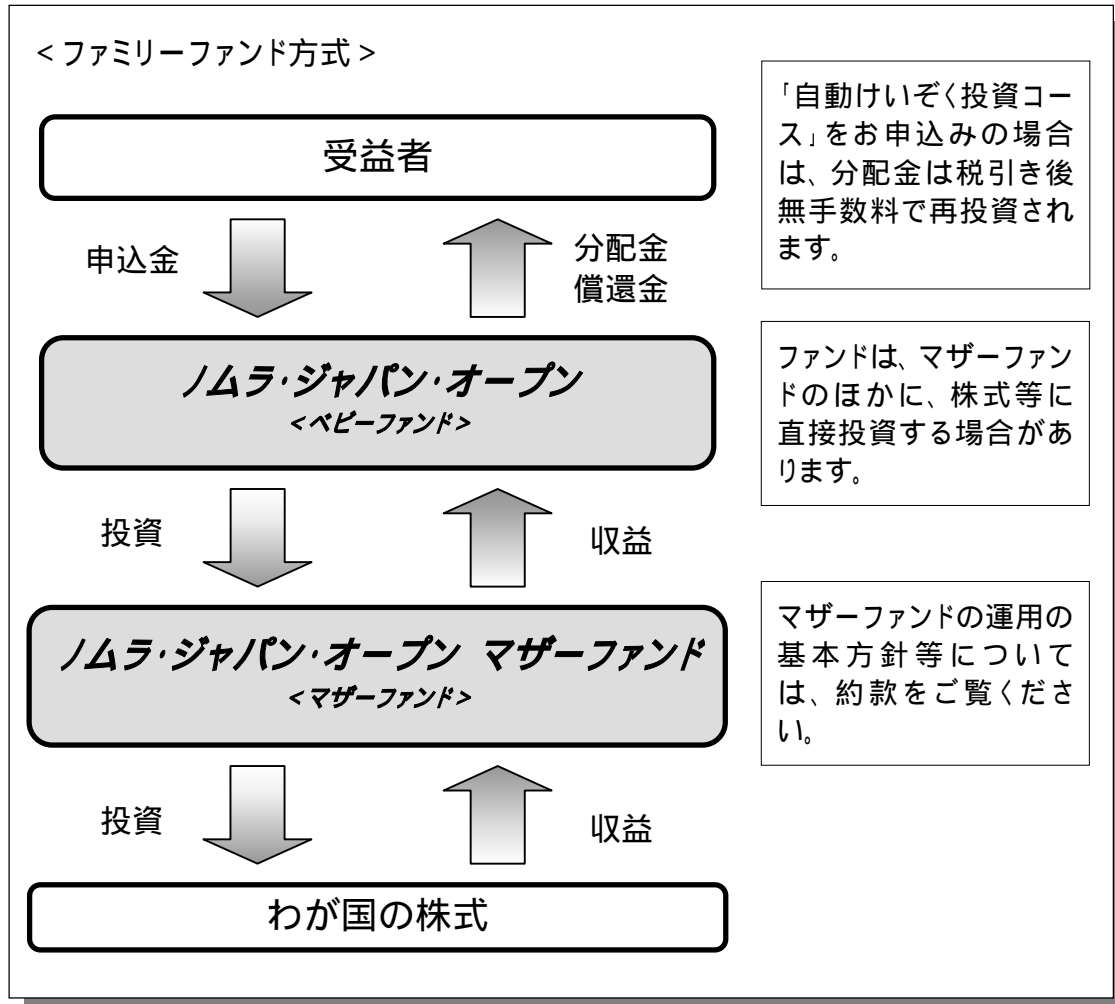
銘柄選択にあたっては、全国上場・店頭登録銘柄(またこれらに準ずる銘柄を含みます)から、今・来期の企業業績をベースにした連結 PER(株価収益率)、連結 PCFR(株価キャッシュフロー倍率)、実績連結 PBR(株価純資産倍率)等を使って株価の割安性を定量的に判断し、そこに、企業の競争力評価や経営改革の進展度合いといった数字に表れにくい定性的な評価を加えることで投資価値を総合的に判断します。以上のプロセスを進める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄の最終的な選定の参考とします。

< 銘柄選択プロセスのイメージ図 >



ファミリーファンド方式について

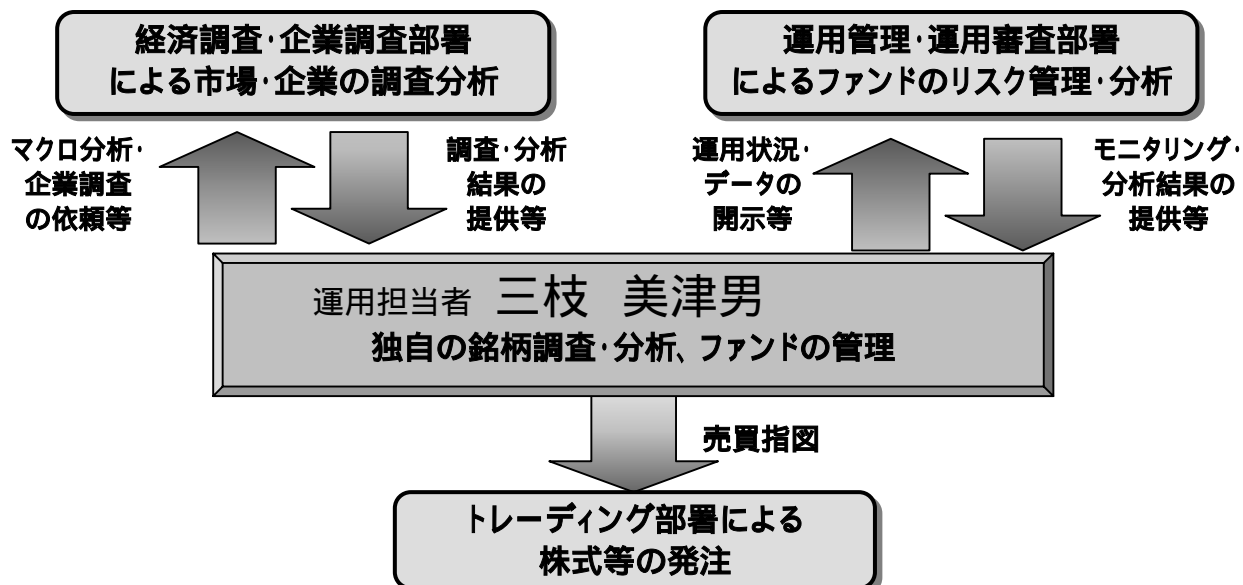
ファンドは「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです



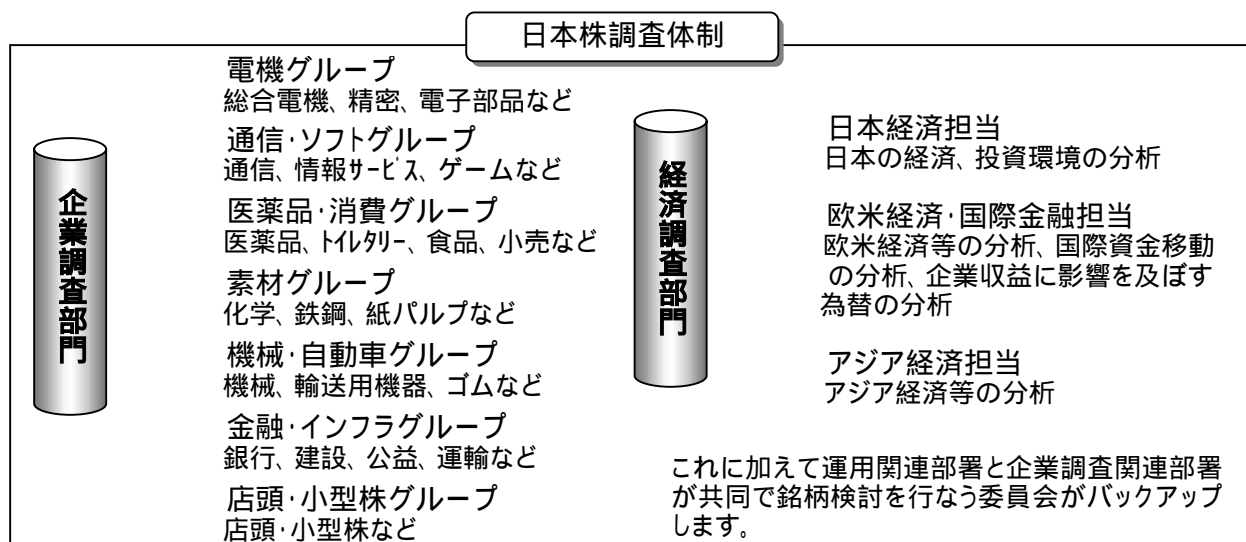
当ファンドの運用担当者(ファンドマネージャー)は、三枝美津男です。

< 略歴 >

- 1983年 一橋大学卒
- 1986年 ノースウエスタン大学 MBA 取得
- 1988年～ 現 野村アセットマネジメント入社 株式運用業務

運用担当者は変更となる場合があります。

ファンドの運用にあたっては、下記の日本株調査体制がサポートを行ないます。



当社では、ファンドの運用に関する社内規定として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規定並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドの運用体制等は平成 15 年 11 月 7 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資制限

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの使用
外貨建資産への投資割合

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券・
新株予約権証券
への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の
新株引受権証券・
新株予約権証券
への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の
転換社債等
への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券への
投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

有価証券の貸付の
指図および範囲

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を約款第 28 条の範囲内で貸付の指図をすることができます。(約款第 28 条)

資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款第 40 条)

同一法人の
発行する株式への
投資制限

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

() 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

() 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条)

詳しくは、約款をご覧ください。

分配方針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

投資リスク

基準価額の主な変動要因

基準価額変動の主たる要因

株 価 変 動 リ ス ク	ファンドは、株式の実質組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きくうけます。
---------------	---

その他の基準価額変動要因

信 用 リ ス ク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。
有価証券の貸付等におけるリスク	有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

上記は基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドはTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合または下回る場合があり、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

平成15年11月7日現在、「ノムラ・ジャパン・オープン」以外で「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」に投資するファンドおよびその信託報酬率(税抜)は以下となっております。

ファンド名	信託報酬率(税抜)
ノムラ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け) ¹	年1.365%
ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用) ²	年0.865%

1 「ノムラ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)」は、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

2 「ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)」は、専らファンド・オブ・ファンズに取得されることを目的としています。「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドです。

今後も「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益証券の取得の申込み、一部解約の実行の請求の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた申込み・請求の各受け付けを取り消す場合があります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資リスクに関する管理体制等

委託会社におけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

リスク管理関連の委員会

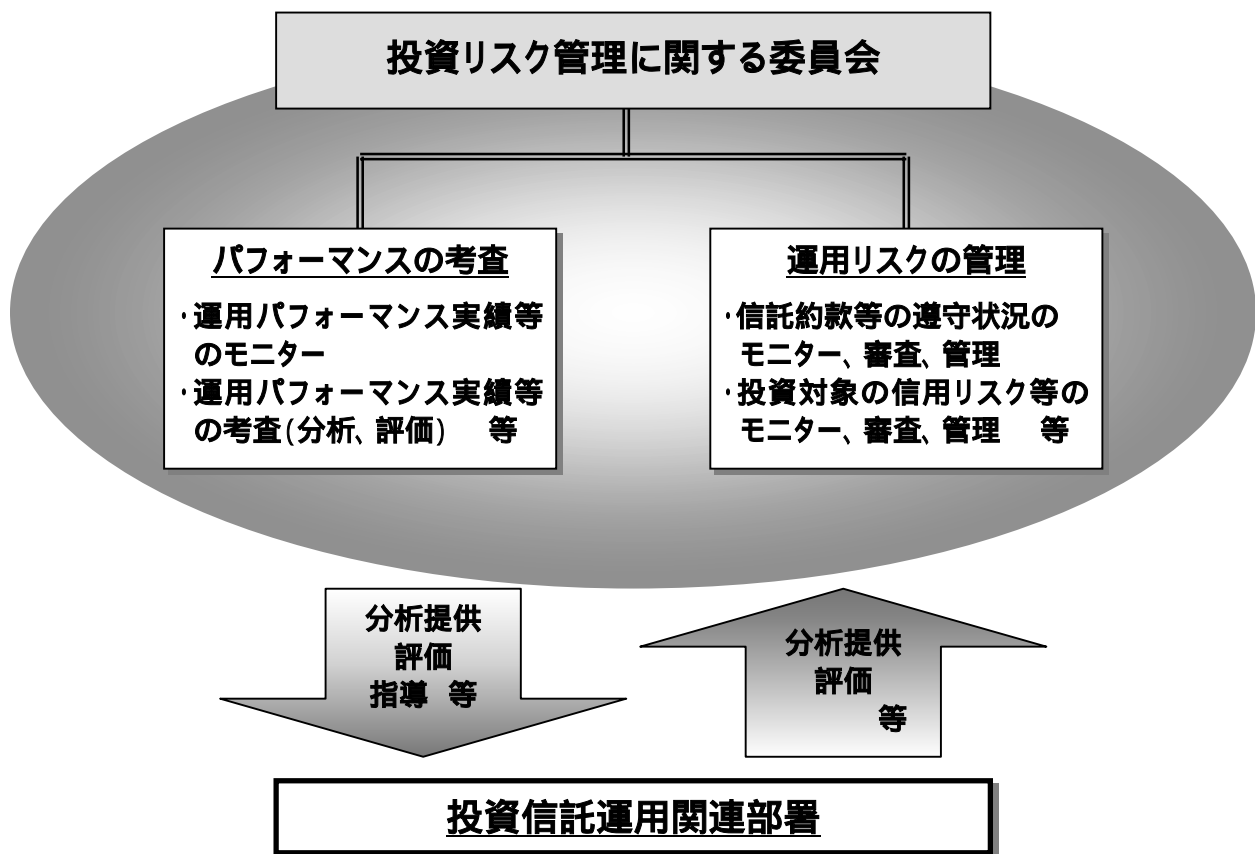
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



リスク分析とリスク管理の特徴

ファンドのリスク管理については、「個別銘柄の管理」と「全体(ポートフォリオ)管理」の二つの側面から行なっております。

「個別銘柄の管理」は、組入れ銘柄中心に継続フォロー銘柄の綿密な調査・分析を継続して行なって対応しています。

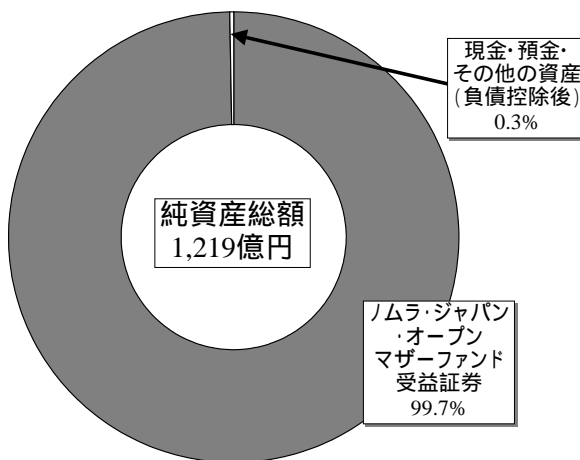
「全体(ポートフォリオ)管理」の側面からは、委託会社の株価・ポートフォリオ分析モデルを用いてベンチマークとの乖離状況を把握しながら全体のリスク管理を行ないます。

投資リスクに関する管理体制等は平成15年11月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

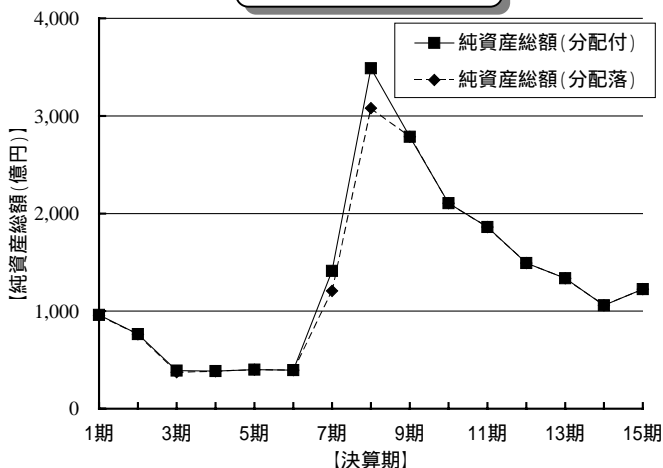
運用の状況(概要)

投資状況

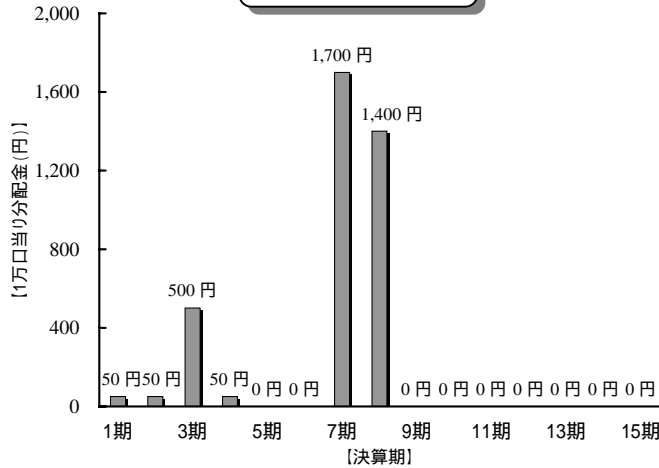
平成15年9月30日現在



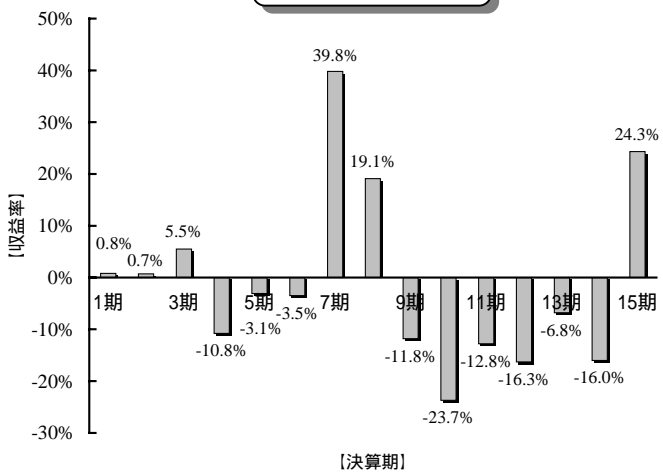
純資産の推移



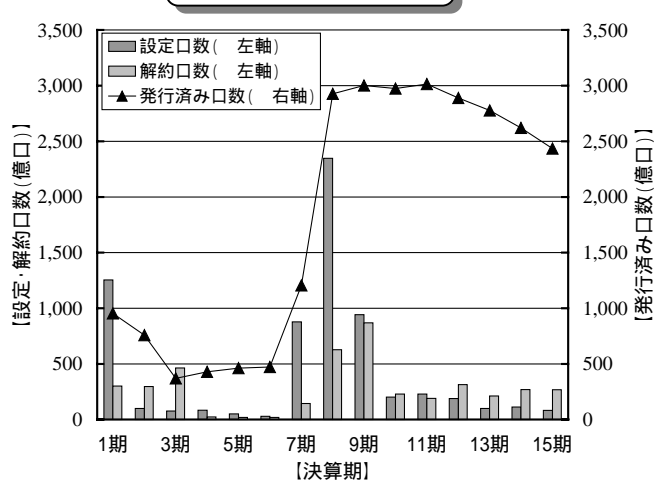
分配の推移



収益率の推移



設定・解約の実績



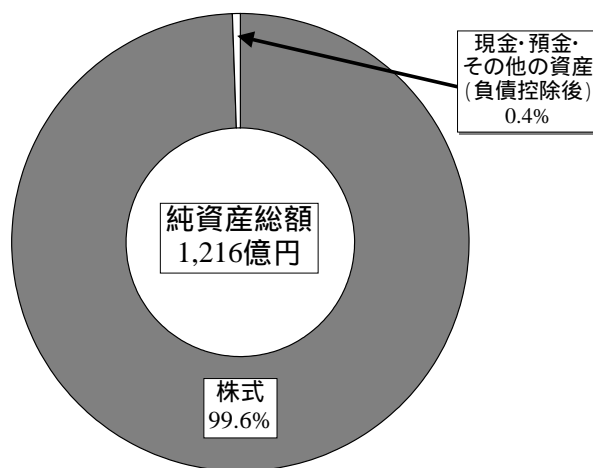
上記は、有価証券届出書記載の運用状況を分かりやすくするためにグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略又は簡略化している場合があります。詳細な情報については、後述の「ファンドの運用状況等」をご参照ください。

<ご参考>

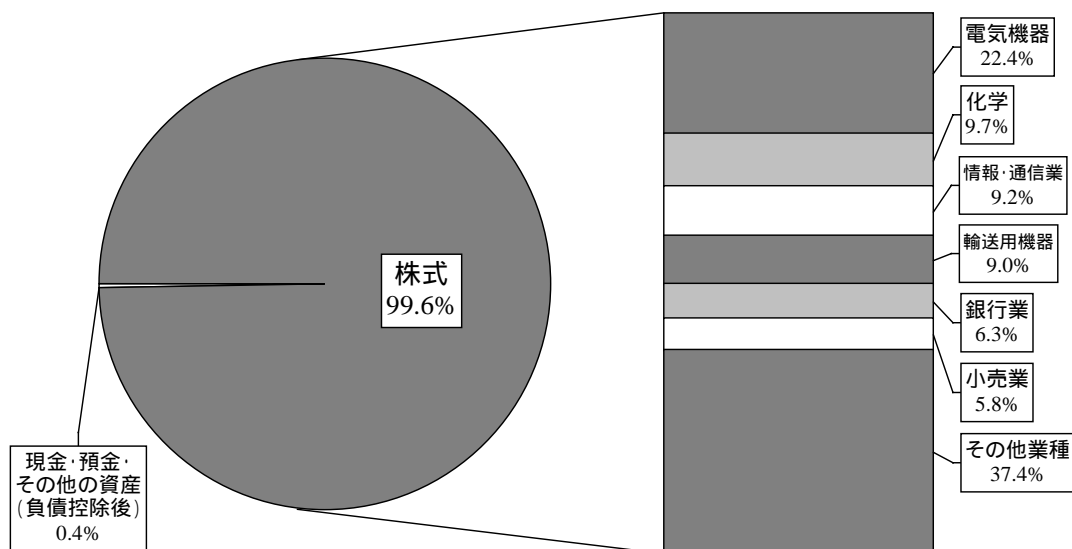
ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドの運用の状況(概要)

投資状況

平成15年9月30日現在



業種別投資比率



上記は、有価証券届出書記載の運用状況を分かりやすくするためにグラフ化したものです。そのため、データの一部を省略又は簡略化している場合があります。詳細な情報については、後述の「ファンドの運用状況等」をご参照ください。

申込み・換金手続き

申込(販売)手続等

(1) 申込期間

平成 15 年 11 月 8 日から平成 16 年 11 月 12 日までとなります。
申込期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(2) 申込単位

申込みの際のコース選択

分配金の受取方法により、申込みには、次の2つのコースがあります。

一般コース	収益の分配時に分配金を 受け取るコース
自動けいぞく投資コース	分配金が税引き後無手数料で 再投資されるコース

ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル

03-3281-2932

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時
(半日営業日は午前 9 時 ~ 正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

コース別の申込単位

申込みの際のコースにより、申込単位は以下のようになります。

なお、取扱いコース、申込単位は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

一般コース (分配金を受け取るコース)	1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口 = 1 円) 1 万円以上 1 円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1 万円以上 1 円単位

申込手数料、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には 1 口単位とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」において、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- (3) 販売価額
(発行価格)
- 取得申込日の基準価額とします。
「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。
- (4) 申込手数料
- 取得申込日の基準価額に、3.15%(税抜3%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせください。
- 【一般コースをお申込みの場合】
(1万口以上1万口単位でお申込みの場合)
申込金額(取得申込日の基準価額×取得申込の口数)に、申込手数料ならびに当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社にお支払いください。
(1万円以上1円単位でお申込みの場合)
申込代金を申込みの販売会社にお支払いください(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は申込代金から差し引かれます。)
- 【自動けいぞく投資コースをお申込みの場合】
申込代金を申込みの販売会社にお支払いください(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は申込代金から差し引かれます。)
- (5) 払込期日
- 取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。
- 各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(6) その他
(申込みの方法)

受益証券の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

その際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

販売会社で「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結していただきます。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

なお、取得する受益証券の保護預りを希望される場合は、販売会社等との保護預り契約に基づいて、販売会社等の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合にはすべて保護預りとなります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益証券の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

換金(解約)手続等

(1) 信託の一部解約 (解約請求制)

コース別の一部解約の単位

「一般コース」を選択した受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約の申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、1日1件10億円を超える解約の場合には正午(半日営業日は午前9時30分)までとします。

解約請求制の手取額

手取額は、解約申込み受付日の基準価額から、次の(イ)(ロ)の額を差し引いた金額となります。

$$\text{手取額} = \text{申込み受付日の基準価額} - \left(\begin{array}{l} \text{(イ)} \\ \text{信託財産留保額} \\ \text{(ロ)} \\ \text{所得税・地方税} \end{array} \right)$$

(イ) 信託財産留保額¹ (1万口につき基準価額の0.3%)

(ロ) 所得税および地方税(解約価額²が個別元本³を上回った場合その超過額の20%)

1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

2 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

3 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等をいいます。詳細は後述の「手数料等及び税金」をご参照ください。

解約代金の支払日

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

(2) 受益証券の
買取り
(買取請求制)

大口解約の制限

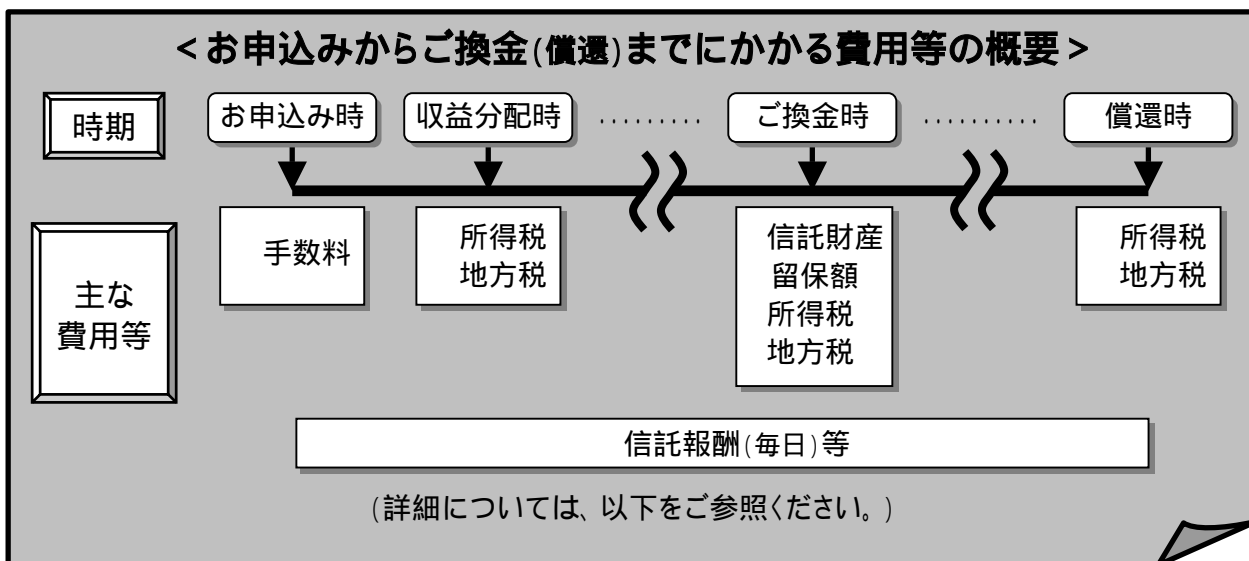
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件30億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

ファンドでは、販売会社による受益証券の買取りは行なっておりません。ご換金は解約請求制のみとなります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

手数料等及び税金



お申込み時・収益分配時・ご換金時・償還時などに直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費用・税金
お申込み時	・申込手数料	(手数料率) 基準価額に対し 3.15%(税抜 3.0%)以内
収益分配時	・所得税および地方税	普通分配金 ^(注) に対して 20%
ご換金時	・信託財産留保額	1万口につき基準価額に対して 0.3%
	・所得税および地方税	解約価額の受益者毎の個別元本超過額 に対して 20%
償 還 時	・所得税および地方税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額 に対して 20%

3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率とします。

(注)普通分配金については、後述の「課税上の取扱い」をご参照ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル

03-3281-2932

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドで間接的にご負担いただく費用

時期	項目	費用				
		信託財産の純資産総額				
		300億円以下の部分	300億円超 500億円以下の部分	500億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分	
毎日	信託報酬	年 1.596% (税抜年 1.52%)				
	(信託報酬の配分)	(委託会社)	年 0.725%	年 0.745%	年 0.755%	年 0.765%
		(販売会社)	年 0.705%			
		(受託会社)	年 0.09%	年 0.07%	年 0.06%	年 0.05%

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.596% (税抜年 1.52%) の率 (「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて上記 (税抜) の通りとします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

その他の費用

- () ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- () ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- () ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- () ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

課税上の取扱い

個人、法人別の課税の取扱いについて

受益者	収益分配金	途中換金時(解約請求制による) および償還時
個人の受益者	「普通分配金」が 課税対象 20%の源泉分離課税	個別元本超過額について 20%の源泉分離課税
法人の受益者	「普通分配金」が 課税対象 20%の源泉課税	個別元本超過額について 20%の源泉課税

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

(1) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による源泉分離課税が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

(ご参考) 課税上の取扱いの変更について

平成 16 年 1 月 1 日より、公募株式投資信託における課税上の取扱いが変更となります。変更内容の概略については次の通りです。

個人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

上記 10%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

平成 16 年 1 月 1 日以降に、一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行なうことにより、「株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。

法人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記 7%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更となる場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されましたので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有している場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつと当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」を参照。)

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

管理及び運営

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

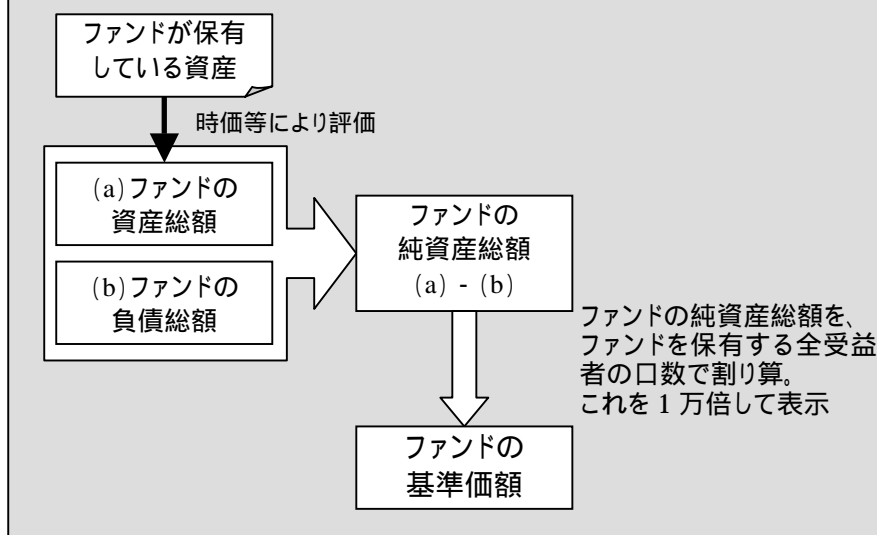
一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の証券取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

< 基準価額算出の流れ >



ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル

03-3281-2932

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 保 管 受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社等に保管(保護預り)することができます。
 なお、「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合にはすべて保護預りとなります。
 保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。
 保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

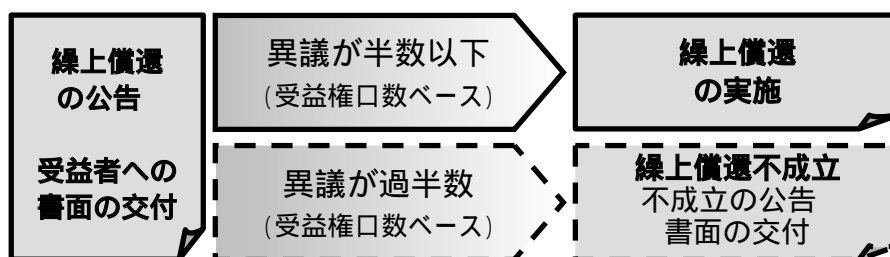
(3) 信 託 期 間 無期限とします(平成8年2月28日設定)。

(4) 計 算 期 間 原則として、毎年2月28日から8月27日までおよび8月28日から翌年2月27日までとします。
 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) そ の 他 **ファンドの繰上償還条項**
 次のいずれかの場合には受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。
 一部解約により受益権の口数が10億口を下回った場合
 受益者に有利であると認めるとき
 やむを得ない事情が発生したとき
 この場合において、委託者は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了(繰上償還)

()委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。



受益者が異議を述べることができる

期間:「異議申出期間」(1ヵ月以上)

すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

()委託者は、監督官庁より解約の命令を受けたときは、信託を終了させます。

()委託者は、監督官庁より投資信託委託業者の認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、信託を終了させます。ただし、監督官庁よりこの信託契約の引継命令をうけたとき、この信託は、後述の「信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、存続します。

詳しくは、約款をご覧ください。

- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託を終了させます。

公告

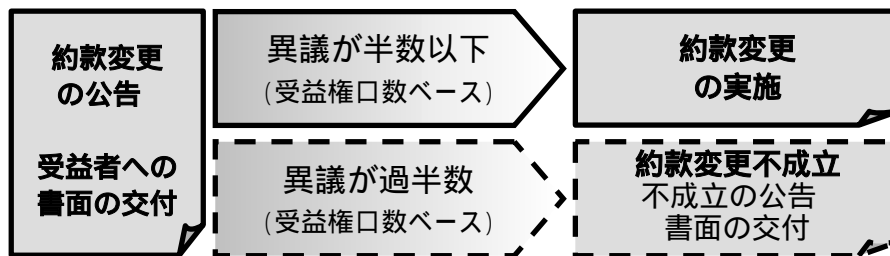
日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。



受益者が異議を述べることができる
期間:「異議申出期間」(1ヵ月以上)

すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()の手続きにしたがいます。

反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「信託期間の終了」()または「信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

信託金限度額

信託金限度額は、1兆円です。

詳しくは、約款をご覧ください。

受益者の権利等**(1) 収益分配金に対する
請求権**

収益分配金の支払い開始日

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、原則として決算日から起算して 5 営業日目(予定)から受益者にお支払いします。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

**(2) 償還金に対する
請求権**

償還金の支払い開始日

償還金は、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日目(予定)から受益者にお支払いします。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

**(3) 換金(解約)
請求権**

換金(解約)の単位

受益者は、受益証券を 1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は 1 口単位)で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者にお支払いします。

詳しくは、約款をご覧ください。

ファンドの運用状況等

運用状況

以下は平成 15 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	121,584,747,694	99.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		378,678,316	0.31
合計(純資産総額)		121,963,426,010	100.00

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	121,152,739,000	99.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		507,323,938	0.41
合計(純資産総額)		121,660,062,938	100.00

<ご参考情報>

資産・市場配分

資産・市場	純資産比
東証 1 部	96.8%
東証 2 部	1.0%
店頭市場	1.5%
その他市場	
株式先物	
その他	0.7%
合計()	100.0%

先物の建玉がある場合は、合計欄を表示しておりません。

純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

業種配分(上位 5 業種)

業種	ファンド (純資産比)	TOPIX (時価構成比)
電気機器	22.3%	15.5%
化学	9.7%	5.6%
情報・通信業	9.2%	10.3%
輸送用機器	8.9%	10.5%
銀行業	6.3%	8.5%
その他業種	42.9%	49.6%
その他	0.7%	
合計	100.0%	100.0%

純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

株式組入上位銘柄

	銘柄名	業種	市場	純資産比
1	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	東証 1 部	4.3%
2	キヤノン	電気機器	東証 1 部	3.6%
3	日本電信電話	情報・通信業	東証 1 部	3.1%
4	三菱東京フィナンシャル・グループ	銀行業	東証 1 部	3.1%
5	日産自動車	輸送用機器	東証 1 部	2.8%
6	コニカミノルタホールディングス	化学	東証 1 部	2.8%
7	KDDI	情報・通信業	東証 1 部	2.8%
8	東京エレクトロン	電気機器	東証 1 部	2.7%
9	武田薬品工業	医薬品	東証 1 部	2.3%
10	ユニデン	電気機器	東証 1 部	2.3%
	合計			29.8%

純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成 15 年 9 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (1996 年 8 月 27 日)	95,710	96,187	1.0032	1.0082
第 2 期 (1997 年 2 月 27 日)	76,244	76,624	1.0052	1.0102
第 3 期 (1997 年 8 月 27 日)	37,352	39,200	1.0103	1.0603
第 4 期 (1998 年 2 月 27 日)	38,434	38,648	0.8959	0.9009
第 5 期 (1998 年 8 月 27 日)	40,085	40,085	0.8682	0.8682
第 6 期 (1999 年 2 月 27 日)	39,547	39,547	0.8377	0.8377
第 7 期 (1999 年 8 月 27 日)	120,751	141,257	1.0011	1.1711
第 8 期 (2000 年 2 月 28 日)	307,986	348,957	1.0524	1.1924
第 9 期 (2000 年 8 月 28 日)	278,637	278,637	0.9285	0.9285
第 10 期 (2001 年 2 月 27 日)	210,690	210,690	0.7081	0.7081
第 11 期 (2001 年 8 月 27 日)	186,214	186,214	0.6177	0.6177
第 12 期 (2002 年 2 月 27 日)	149,325	149,325	0.5168	0.5168
第 13 期 (2002 年 8 月 27 日)	133,730	133,730	0.4815	0.4815
第 14 期 (2003 年 2 月 27 日)	106,016	106,016	0.4046	0.4046
第 15 期 (2003 年 8 月 27 日)	122,487	122,487	0.5031	0.5031
2002 年 9 月末日	126,455		0.4550	
10 月末日	118,146		0.4314	
11 月末日	122,357		0.4528	
12 月末日	115,397		0.4275	
2003 年 1 月末日	108,163		0.4062	
2 月末日	106,023		0.4048	
3 月末日	98,913		0.3869	
4 月末日	98,051		0.3857	
5 月末日	101,604		0.4044	
6 月末日	110,175		0.4436	
7 月末日	114,909		0.4663	
8 月末日	122,553		0.5038	
9 月末日	121,963		0.5050	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0050 円
第2期	0.0050 円
第3期	0.0500 円
第4期	0.0050 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.1700 円
第8期	0.1400 円
第9期	0.0000 円
第10期	0.0000 円
第11期	0.0000 円
第12期	0.0000 円
第13期	0.0000 円
第14期	0.0000 円
第15期	0.0000 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	0.8 %
第2期	0.7 %
第3期	5.5 %
第4期	10.8 %
第5期	3.1 %
第6期	3.5 %
第7期	39.8 %
第8期	19.1 %
第9期	11.8 %
第10期	23.7 %
第11期	12.8 %
第12期	16.3 %
第13期	6.8 %
第14期	16.0 %
第15期	24.3 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(3) 設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	125,566,443,717	30,159,247,203	95,407,196,514
第2期	10,062,944,334	29,620,757,347	75,849,383,501
第3期	7,600,516,015	46,479,652,671	36,970,246,845
第4期	8,316,513,525	2,387,115,642	42,899,644,728
第5期	5,146,222,671	1,873,045,229	46,172,822,170
第6期	3,009,387,541	1,972,678,957	47,209,530,754
第7期	87,833,927,932	14,421,418,180	120,622,040,506
第8期	234,752,386,413	62,727,260,293	292,647,166,626
第9期	94,319,167,222	86,861,931,836	300,104,402,012
第10期	20,219,138,534	22,797,493,668	297,526,046,878
第11期	22,911,132,046	18,981,864,141	301,455,314,783
第12期	18,885,651,866	31,399,169,939	288,941,796,710
第13期	9,978,054,145	21,169,113,418	277,750,737,437
第14期	11,191,811,765	26,884,282,076	262,058,267,126
第15期	8,243,059,566	26,823,702,214	243,477,624,478

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 15 年 3 月 28 日付内閣府令第 18 号により改正されておりますが、第 14 期計算期間(平成 14 年 8 月 28 日から平成 15 年 2 月 27 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 15 期計算期間(平成 15 年 2 月 28 日から平成 15 年 8 月 27 日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 14 期計算期間(平成 14 年 8 月 28 日から平成 15 年 2 月 27 日まで)および第 15 期計算期間(平成 15 年 2 月 28 日から平成 15 年 8 月 27 日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

監 査 報 告 書

平成 15 年 4 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役社長 稲 野 和 利 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

吉村貞彦



代表社員
関与社員

公認会計士

高尾幸治



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・オープン（以下「ファンド」という。）の平成14年8月28日から平成15年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、直前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がノムラ・ジャパン・オープンの平成15年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 15 年 10 月 3 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

吉村貞彦



代表社員
関与社員 公認会計士

高尾幸治



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・オープンの平成 15 年 2 月 28 日から平成 15 年 8 月 27 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ジャパン・オープンの平成 15 年 8 月 27 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

ノムラ・ジャパン・オープン

(1) 【貸借対照表】

期別	第 14 期 平成 15 年 2 月 27 日現在	第 15 期 平成 15 年 8 月 27 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	48,682,623	65,113,559
コール・ローン	1,606,147,957	1,336,185,066
親投資信託受益証券	105,573,531,790	122,012,798,156
未収入金		84,000,000
未収利息	126	107
流動資産合計	107,228,362,496	123,498,096,888
資産合計	107,228,362,496	123,498,096,888
負債の部		
流動負債		
未払解約金	263,293,325	165,348,865
未払受託者報酬	42,272,879	38,644,351
未払委託者報酬	904,908,091	804,627,972
その他未払費用	1,246,231	1,664,287
流動負債合計	1,211,720,526	1,010,285,475
負債合計	1,211,720,526	1,010,285,475
純資産の部		
元本		
元本	262,058,267,126	243,477,624,478
剰余金		
期末欠損金	156,041,625,156	120,989,813,065
(分配準備積立金)	(7,925,400,378)	(7,668,836,089)
(当期損失)	(21,049,817,250)	
純資産合計	106,016,641,970	122,487,811,413
負債・純資産合計	107,228,362,496	123,498,096,888

(2)【損益及び剰余金計算書】

期別 科目	第 14 期	第 15 期
	自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	22,534	11,362
有価証券売買等損益	20,101,412,583	25,174,893,019
営業収益合計	20,101,390,049	25,174,904,381
営業費用		
受託者報酬	42,272,879	38,644,351
委託者報酬	904,908,091	804,627,972
その他費用	1,246,231	1,664,287
営業費用合計	948,427,201	844,936,610
営業利益又は営業損失()	21,049,817,250	24,329,967,771
経常利益又は経常損失()	21,049,817,250	24,329,967,771
当期純利益又は当期純損失()	21,049,817,250	24,329,967,771
一部解約に伴う当期純利益分配額		504,177,301
一部解約に伴う当期純損失分配額	1,330,928,413	
期首欠損金	144,020,396,921	156,041,625,156
欠損金減少額	13,996,203,452	15,993,876,284
当期一部解約に伴う欠損金減少額	13,996,203,452	15,993,876,284
欠損金増加額	6,298,542,850	4,767,854,663
当期追加信託に伴う欠損金増加額	6,298,542,850	4,767,854,663
分配金		
期末欠損金	156,041,625,156	120,989,813,065

重要な会計方針

	第 14 期	第 15 期
	自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 表示		平成 15 年 3 月 28 日付内閣府令第 18 号による投資信託財産計算規則の改正により、従来の当期利益又は当期損失は当期から当期純利益又は当期純損失としております。 また、貸借対照表の期末剰余金又は期末欠損金に付記していた当期利益又は当期損失は省略しております。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成 14 年 8 月 28 日から平成 15 年 2 月 27 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成 15 年 2 月 28 日から平成 15 年 8 月 27 日までとなっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 14 期 平成 15 年 2 月 27 日現在		第 15 期 平成 15 年 8 月 27 日現在	
1 期首元本額	277,750,737,437 円	1 期首元本額	262,058,267,126 円
期中追加設定元本額	11,191,811,765 円	期中追加設定元本額	8,243,059,566 円
期中一部解約元本額	26,884,282,076 円	期中一部解約元本額	26,823,702,214 円
2 投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損	156,041,625,156 円	2 投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損	120,989,813,065 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第 14 期 自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日		第 15 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日	
1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	42,272,879 円	1 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	38,644,351 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。		2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第 14 期 自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日		第 15 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	105,573,531,790	19,044,775,158	122,012,798,156	24,733,639,849
合計	105,573,531,790	19,044,775,158	122,012,798,156	24,733,639,849

(デリバティブ取引関係)

第 14 期(自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日)

該当事項はございません。

第 15 期(自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日)

該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第 14 期 自 平成 14 年 8 月 28 日 至 平成 15 年 2 月 27 日		第 15 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日	
1 口当たり純資産額	0.4046 円	1 口当たり純資産額	0.5031 円
(10,000 口当たり純資産額)	4,046 円)	(10,000 口当たり純資産額)	5,031 円)

(3)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド		122,012,798,156	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		122,012,798,156	
	組入時価比率：99.6%		100%	
合計			122,012,798,156	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド

当ファンドは「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)資産・負債の状況

科目	対象年月日	平成 15 年 8 月 27 日現在 金額(円)
資産		
流動資産		
金銭信託		1,987,122
コール・ローン		24,923,168
株式		121,859,894,500
未収入金		865,549,951
未収配当金		48,226,500
未収利息		2
流動資産合計		122,800,581,243
資産合計		122,800,581,243
負債		
流動負債		
未払金		631,383,416
未払解約金		84,000,000
流動負債合計		715,383,416
負債合計		715,383,416
純資産		
元本		162,392,060,528
剰余金		
期末欠損金		40,306,862,701
純資産合計		122,085,197,827
負債・純資産合計		122,800,581,243

重要な会計方針

	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 15 年 8 月 27 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

注記事項

平成 15 年 8 月 27 日現在	
1 期首	平成 15 年 2 月 28 日
期首元本額	176,122,837,953 円
期首より平成 15 年 8 月 27 日までの期中追加設定元本額	822,722,845 円
期首より平成 15 年 8 月 27 日までの期中一部解約元本額	14,553,500,270 円
平成 15 年 8 月 27 日現在の元本の内訳 *	
ノムラ・ジャパン・オープン	162,294,224,736 円
ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)	24,257,829 円
ノムラ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)	73,577,963 円
2 元本の欠損の額	40,306,862,701 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(1口当たり情報)

自 平成 15 年 2 月 28 日	至 平成 15 年 8 月 27 日
1口当たり純資産額	0.7518 円
(10,000口当たり純資産額)	7,518 円

(2)附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	住友林業	800,000	672.00	537,600,000	
	アサヒビール	200,000	741.00	148,200,000	
	三陽商会	1,600,000	731.00	1,169,600,000	
	信越化学工業	480,000	4,390.00	2,107,200,000	
	日本触媒	400,000	753.00	301,200,000	
	三井化学	4,000,000	640.00	2,560,000,000	
	宇部興産	3,300,000	211.00	696,300,000	
	富士写真フイルム	250,000	3,610.00	902,500,000	
	コニカミノルタホールディングス	2,300,000	1,500.00	3,450,000,000	
	日東電工	460,000	4,920.00	2,263,200,000	
	武田薬品工業	700,000	4,170.00	2,919,000,000	
	藤沢薬品工業	680,000	2,220.00	1,509,600,000	
	新日本石油	800,000	474.00	379,200,000	
	ブリヂストン	880,000	1,629.00	1,433,520,000	
	旭硝子	2,000,000	794.00	1,588,000,000	
	新日本製鐵	3,500,000	224.00	784,000,000	
	神戸製鋼所	1,000,000	147.00	147,000,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	2,140,000	2,535.00	5,424,900,000	
	三井金属鉱業	1,500,000	413.00	619,500,000	
	同和鉱業	800,000	489.00	391,200,000	
	INAXトステム・ホールディングス	950,000	1,849.00	1,756,550,000	
	ソディック	770,000	734.00	565,180,000	
	S M C	180,000	13,400.00	2,412,000,000	
	ダイキン工業	820,000	2,170.00	1,779,400,000	
	ブラザー工業	600,000	1,000.00	600,000,000	
	T H K	200,000	2,145.00	429,000,000	
	三菱重工業	1,330,000	380.00	505,400,000	
	東芝	1,300,000	471.00	612,300,000	
	三菱電機	800,000	494.00	395,200,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	安川電機	100,000	729.00	72,900,000	
	日本電産	121,000	9,220.00	1,115,620,000	
	富士通	700,000	558.00	390,600,000	
	サンケン電気	250,000	1,279.00	319,750,000	
	NECエレクトロニクス	270,000	7,730.00	2,087,100,000	
	シャープ	600,000	1,723.00	1,033,800,000	
	TDK	180,000	7,430.00	1,337,400,000	
	アルプス電気	700,000	2,020.00	1,414,000,000	
	パイオニア	89,000	2,635.00	234,515,000	
	日本ビクター	330,000	989.00	326,370,000	
	ホシデン	300	1,365.00	409,500	
	ヒロセ電機	20,000	11,820.00	236,400,000	
	日本航空電子工業	350,000	997.00	348,950,000	
	ユニデン	1,740,000	1,498.00	2,606,520,000	
	船井電機	75,000	13,560.00	1,017,000,000	
	キーエンス	115,000	24,780.00	2,849,700,000	
	スタンレー電気	300,000	2,035.00	610,500,000	
	ファナック	110,000	7,690.00	845,900,000	
	フクダ電子	180,000	2,600.00	468,000,000	
	ローム	140,000	14,500.00	2,030,000,000	
	大日本スクリーン製造	700,000	701.00	490,700,000	
	キヤノン	880,000	5,610.00	4,936,800,000	
	東京エレクトロン	450,000	7,820.00	3,519,000,000	
	デンソー	500,000	2,135.00	1,067,500,000	
	日産自動車	2,450,000	1,257.00	3,079,650,000	
	トヨタ自動車	1,000,000	3,280.00	3,280,000,000	
	NOK	300,000	3,310.00	993,000,000	
	本田技研工業	400,000	4,730.00	1,892,000,000	
	ヤマハ発動機	600,000	1,199.00	719,400,000	
	テルモ	150,000	2,300.00	345,000,000	
	HOYA	20,000	8,780.00	175,600,000	
	大日本印刷	340,000	1,487.00	505,580,000	
	ヤマハ	700,000	1,854.00	1,297,800,000	
	バンダイ	230,000	4,770.00	1,097,100,000	
	任天堂	50,000	9,510.00	475,500,000	
	東日本旅客鉄道	1,000	491,000.00	491,000,000	
	ヤマト運輸	450,000	1,404.00	631,800,000	
	商船三井	2,000,000	402.00	804,000,000	
	川崎汽船	1,700,000	408.00	693,600,000	
	安川情報システム	400,000	1,012.00	404,800,000	
	日本テレビ放送網	25,000	18,000.00	450,000,000	
	日本電信電話	8,000	516,000.00	4,128,000,000	
	KDDI	6,000	642,000.00	3,852,000,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	10,600	310,000.00	3,286,000,000	
	ジャステック	200,000	1,980.00	396,000,000	
	住商情報システム	150,000	3,130.00	469,500,000	
	アイネス	240,000	907.00	217,680,000	
	TKC	170,000	1,350.00	229,500,000	
	TIS	275,000	3,110.00	855,250,000	
	三井物産	1,800,000	748.00	1,346,400,000	
	三菱商事	700,000	1,003.00	702,100,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	リョーサン	200,000	1,629.00	325,800,000	
	ミスミ	100,000	4,860.00	486,000,000	
	ローソン	190,000	3,420.00	649,800,000	
	カワチ薬品	38,000	7,690.00	292,220,000	
	アスクル	160,000	4,280.00	684,800,000	
	日本トイザラス	270,000	1,450.00	391,500,000	
	セブン・イレブン・ジャパン	380,000	3,210.00	1,219,800,000	
	青山商事	340,000	1,655.00	562,700,000	
	パルコ	20,000	512.00	10,240,000	
	イトーヨーカ堂	310,000	3,380.00	1,047,800,000	
	ホームック	240,000	774.00	185,760,000	
	マツモトキヨシ	180,000	4,880.00	878,400,000	
	三菱東京フィナンシャル・グループ	4,400	668,000.00	2,939,200,000	
	UFJホールディングス	1,500	308,000.00	462,000,000	
	横浜銀行	1,800,000	366.00	658,800,000	
	駿河銀行	600,000	650.00	390,000,000	
	住友信託銀行	1,200,000	487.00	584,400,000	
	大和証券グループ本社	3,200,000	761.00	2,435,200,000	
	松井証券	400,000	1,581.00	632,400,000	
	イオンクレジットサービス	285,000	4,110.00	1,171,350,000	
	オリックス	260,000	7,790.00	2,025,400,000	
	三井不動産	1,770,000	974.00	1,723,980,000	
	セコム	280,000	4,030.00	1,128,400,000	
	ニチイ学館	65,000	6,300.00	409,500,000	
計	銘柄数：104			121,859,894,500	
	組入時価比率：99.8%			100%	
合計				121,859,894,500	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はございません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 ファンドの現況

以下は平成15年9月30日現在のファンドの現況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 純資産額計算書

資産総額	122,263,684,548	円
負債総額	300,258,538	円
純資産総額(-)	121,963,426,010	円
発行済口数	241,510,992,349	口
1口当たり純資産額(/)	0.5050	円

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

資産総額	122,215,145,040	円
負債総額	555,082,102	円
純資産総額(-)	121,660,062,938	円
発行済口数	160,946,070,064	口
1口当たり純資産額(/)	0.7559	円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	160,847,661.985	0.7518	120,925,231,629	0.7559	121,584,747,694	99.68

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	2,140,000	1,706.20	3,651,268,000	2,440.00	5,221,600,000	4.29
2	日本	株式	キヤノン	電気機器	800,000	4,237.37	3,389,896,000	5,460.00	4,368,000,000	3.59
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	7,550	425,000.00	3,208,750,000	506,000.00	3,820,300,000	3.14
4	日本	株式	三菱東京フィナンシャル・グループ	銀行業	5,400	579,632.43	3,130,015,170	705,000.00	3,807,000,000	3.12
5	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	2,850,000	954.16	2,719,357,935	1,205.00	3,434,250,000	2.82
6	日本	株式	コニカミノルタホールディングス	化学	2,300,000	1,022.02	2,350,650,071	1,478.00	3,399,400,000	2.79
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,000	370,000.00	2,220,000,000	566,000.00	3,396,000,000	2.79
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	450,000	5,310.00	2,389,500,000	7,420.00	3,339,000,000	2.74
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	700,000	4,450.00	3,115,000,000	4,070.00	2,849,000,000	2.34
10	日本	株式	ユニデン	電気機器	1,760,000	848.56	1,493,478,374	1,574.00	2,770,240,000	2.27
11	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	800,000	2,816.10	2,252,880,000	3,280.00	2,624,000,000	2.15
12	日本	株式	キーエンス	電気機器	110,000	17,627.27	1,938,999,700	23,720.00	2,609,200,000	2.14
13	日本	株式	三井化学	化学	4,000,000	454.00	1,816,000,000	645.00	2,580,000,000	2.12
14	日本	株式	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業	3,200,000	545.65	1,746,103,913	755.00	2,416,000,000	1.98
15	日本	株式	三井不動産	不動産業	2,300,000	834.63	1,919,662,800	990.00	2,277,000,000	1.87
16	日本	株式	日東電工	化学	460,000	3,340.00	1,536,400,000	4,830.00	2,221,800,000	1.82
17	日本	株式	オリックス	その他金融業	250,000	6,670.00	1,667,500,000	8,730.00	2,182,500,000	1.79
18	日本	株式	NECエレクトロニクス	電気機器	250,000	5,448.66	1,362,165,000	7,630.00	1,907,500,000	1.56
19	日本	株式	INAXトステム・ホールディングス	金属製品	950,000	1,491.44	1,416,868,000	1,992.00	1,892,400,000	1.55
20	日本	株式	信越化学工業	化学	450,000	3,880.00	1,746,000,000	4,200.00	1,890,000,000	1.55
21	日本	株式	S M C	機械	158,000	9,090.00	1,436,220,000	11,780.00	1,861,240,000	1.52
22	日本	株式	ローム	電気機器	128,000	13,860.00	1,774,080,000	14,500.00	1,856,000,000	1.52
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	400,000	4,220.00	1,688,000,000	4,470.00	1,788,000,000	1.46
24	日本	株式	ダイキン工業	機械	770,000	1,876.00	1,444,520,000	2,235.00	1,720,950,000	1.41
25	日本	株式	藤沢薬品工業	医薬品	610,000	2,340.00	1,427,400,000	2,540.00	1,549,400,000	1.27
26	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	2,000,000	768.12	1,536,257,400	769.00	1,538,000,000	1.26
27	日本	株式	ヤマハ	その他製品	700,000	1,308.00	915,600,000	2,115.00	1,480,500,000	1.21
28	日本	株式	N O K	輸送用機器	360,000	2,982.65	1,073,756,191	4,070.00	1,465,200,000	1.20
29	日本	株式	セブン-イレブン・ジャパン	小売業	380,000	2,845.00	1,081,100,000	3,570.00	1,356,600,000	1.11
30	日本	株式	U F Jホールディングス	銀行業	3,000	298,480.41	895,441,230	439,000.00	1,317,000,000	1.08

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.68
合計		99.68

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	0.51
	食料品	0.16
	繊維製品	0.91
	パルプ・紙	0.12
	化学	9.73
	医薬品	3.61
	石油・石炭製品	0.32
	ゴム製品	0.92
	ガラス・土石製品	1.26
	鉄鋼	4.93
	非鉄金属	0.81
	金属製品	1.55
	機械	4.74
	電気機器	22.35
	輸送用機器	8.95
	精密機器	0.88
	その他製品	3.00
	電気・ガス業	0.45
	陸運業	0.99
	海運業	1.15
	情報・通信業	9.21
	卸売業	2.28
	小売業	5.78
	銀行業	6.30
	証券、商品先物取引業	2.55
	その他金融業	2.86
	不動産業	1.87
サービス業	1.26	
	小計	99.58
合計		99.58

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

その他の情報

ファンドの沿革

平成 8 年 2 月 28 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
 平成 13 年 3 月 9 日 ファミリーファンド方式による運用を開始

委託会社等の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・代表者の役職氏名

執行役社長 稲野 和利

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本の額

平成 15 年 9 月末現在、17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と
 合併して野村アセット・マネジメント投信株式会
 社に商号を変更

平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成 15 年 9 月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

目論見書の記載事項等

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況(概要)」として記載することがあります。
- (6) 要約目論見書を使用する場合があります。

添付書類(要約目論見書)を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号ロに規定する書類(要約目論見書)として、以下の記載にしたがい使用します。(有価証券届出書の効力発生日については、決定次第記載します。)

 - (イ) 当要約目論見書は、ポスター、チラシ、パンフレット、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)として使用される他、電子媒体、新聞、雑誌および書籍などに掲載されることがあります。
 - (ロ) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザインなどが変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチコピーおよび社名ロゴマークを付加して使用することがあります。

(ハ) ファンドの運用実績に関する情報として、利回り、総収益、分配金、基準価額の推移(設定来または計算期間等別に日次、週次、月次などのデータとして、また高値や安値などを併せて記載することがあります。)、および設定来または直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年などの騰落率またはこれらの一部(累積や個別期間で表示されることがあります。))を、文章、数値、グラフで表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記する場合があります。

 - (ニ) ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、マザーファンドへの投資比率および投資額、当該マザーファンドの国別、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率および組入額(組入上位の資産、業種および銘柄など一部を表示することがあります。)、銘柄に関する開示された情報(売上構成など)、為替予約の状況ならびに産業などに関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります。また、ファンドの運用方針に基づく運用状況に関する情報として、資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの組入比率および組入額(組入上位の資産、業種および銘柄など一部を表示することがあります。)、銘柄に関する開示された情報(売上構成など)を、文章、数値、グラフで表示することがあります。
 - (ホ) ファンドの運用方針に基づく運用状況に関する情報として上記(ニ)に掲げるファンドの組入額や組入比率は、ファンドに属する資産の種類別、市場別、業種別、銘柄ごとの区分における時価総額とマザーファンドに属する当該区分における資産の時価総額うちファンドに属するとみなした額との合計額である実質組入額や実質組入額のファンドの純資産総額に対する割合である実質組入比率で表示する場合があります。
 - (ヘ) 上記(ハ)~(ホ)に関連して、ファンドのベンチマークを併せて記載することがあります。

なお、上記(ハ)～(ヘ)に関し、適宜情報を更新する場合があります。

(ト)ファンドに関連する情報として、ファンドの純資産総額やファンドマネージャーに関する情報(写真、略歴等を含む)ならびに社団法人投資信託協会およびファンド性格に基づく委託会社独自の分類(下記様式における白抜き部分としての記載を含みます。)を記載することがあります。

アクティブ 株式 国内

(チ)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。

(リ)当要約目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することがあります。

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- ・登録金融機関は証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・投資信託は保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換え等

受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、「自動けいぞく投資契約」に基づいて投資者が取得した受益証券は大券をもって混蔵保管されるため、委託者は当該投資者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

・取扱場所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・名義書換手数料

徴収しません。

・名義書換手続の停止期間

毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、委託者は受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を申請したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記、 の規定を準用するものとします。

受益証券を再交付するときは、委託者は受益者に対して実費を請求することができます。

約款

(ノムラ・ジャパン・オープン)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式およびノムラ・ジャパン・オープンと実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同一(親投資信託における収益分配方針および当該親投資信託への投資に係るものを除きます。)のものをいいます。

(2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第 24 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 25 条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

年 2 回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託(ノムラ・ジャパン・オープン)約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金 50 億円～金 1,000 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については50億口～1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

< 削除 >

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口単位または当該取得申込の代金(第3項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第49条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益証券の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益証券について、第49条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口単位または当該取得申込の代金(第3項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応ずるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者

に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 9 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口単位または当該取得申込の代金(第 3 項の受益証券の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が 1 万円以上となる 1 口単位の口数をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって売却することができるものとします。

前 2 項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に手数料および当該手数料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

前 2 項の規定にかかわらず、受益者が第 49 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益証券の種類)

第 12 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。

前項に定めるもののほか、委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第 43 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付

社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

12. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第20条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第20条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこ

との指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取

る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第26条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 34 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 36 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 37 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 38 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 28 日から 8 月 27 日までおよび 8 月 28 日から翌年 2 月 27 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 152 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 48 条 < 削除 >

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益証券に帰属する収益分配金(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益証券に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込に応じたものとします。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第53条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(受益証券の保護預り)

第50条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社(以下「保護預り会社」といいます。)との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第49条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第49条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第53条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成8年5月27日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(委託者の自らの募集にかかる受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券を除く。)、別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、次の事由により平成8年5月26日以前に委託者にその請求日を一部解約の実行の請求日とする一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。この場合において、受益者が第1項ただし

書き各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

< 削除 >

< 削除 >

(信託契約の解約)

第 54 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 55 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 59 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 56 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 57 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

< 削除 >

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 59 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 59 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨

およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第54条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

第60条 <削除>

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第49条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成8年2月28日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号
受託者 野村信託銀行株式会社

(ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

親投資信託(ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド)約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1兆円もしくは金1兆円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。以下「信託適格有価証券」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円もしくは金2兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第1項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。

1. 証券取引所(証券取引法第2条第14項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている有価証券(証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除きます。)
2. 店頭売買有価証券(証券取引法第76条第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。)
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
イ. 証券取引法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券(同項第9号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含む。ロにおいて同じ。)
ロ. 証券取引法第2条第1項第6号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(証券取引法第67条第1項に規定する証券業協会をいいます。)又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの
ハ. 証券取引法第2条第1項第7号、第7号の2及び第10号の2に掲げる有価証券

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第45条、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(信託適格有価証券での取得の要件)

第6条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たして行なうものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条第1項による受益権については1兆口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額

(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに

受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 29 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 28 日から翌年 2 月 27 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 13 年 3 月 9 日から開始するものとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 35 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 38 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 39 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 40 条 追加信託金(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。以下、この条において同じ。)または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該

解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 43 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 44 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 45 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがい、

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 46 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 47 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を

行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第42条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第50条 委託者が行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年3月9日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号
受託者 野村信託銀行株式会社

用語解説

「基準価額」

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法(残存期間1年以内の公社債等についてのアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

「国内株式型(一般型)」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類される投資信託です。

「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

「デリバティブ」

「デリバティブ」とは、一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

「投資信託証券」

一般に、投資信託証券とは、契約型のファンド(投資信託または外国投資信託)の受益証券や会社型のファンド(投資法人および外国投資法人)の投資証券をいいます。

「ファミリーファンド方式」

投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なう仕組みです。

「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

「ボトムアップアプローチ」

経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から株価の相対的位置を見極めて投資判断を下す運用手法をいいます。